

仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「仙台市×東北大学スーパーシティ構想推進協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

2 協議会の英語名称は、“Promotion Consortium for the Sendai-City x Tohoku University Super-City Concept”とする。

(目的)

第2条 協議会は、仙台市におけるスマートシティの先進的な取組として、産学官民の連携のもと、規制改革に向けた提案、先端的なサービスの開発、様々な生み出されるデータのデータ連携基盤上における適正かつ効果的な活用等に取り組むことにより、仙台市の地域課題の解決を図り、もって活力にあふれ、創造性豊かなまちづくりを推進するとともに、先端技術等を活用した未来社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 仙台市におけるスマートシティ事業の推進
- 二 国等に対する規制改革に向けた提案の実施
- 三 効果的なデータの活用に向けたデータ連携の推進
- 四 実証事業への住民参画の促進
- 五 成果等の国内外への普及展開
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第4条 協議会は、第2条の目的に賛同する法人、地方公共団体その他の団体の会員に

より組織する。

- 2 協議会に入会しようとする者は、別に定める方法により会長の承認を受けなければならない。
- 3 協議会を退会しようとする会員は、その旨を書面にて会長に申し出るものとする。
- 4 会員が本規約に違反したとき、協議会の名誉を毀損する行為があったときその他の除名すべき正当な事由があるときは、会長は当該会員を除名することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、会員の入会、退会及び除名について必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 役員

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 参与 1名
 - 三 常任幹事 7名
 - 四 幹事 4名
- 2 会長は、仙台市長の職にある者をもって充てる。
 - 3 参与は、東北大学総長の職にある者をもって充てる。
 - 4 常任幹事は、仙台市まちづくり政策局長及び東北大学理事の職にある者並びに会長が委嘱するアーキテクトをもって充てる。
 - 5 幹事は、各分科会の分科会長となる法人に所属する職員1名をもって充てる。
 - 6 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 7 幹事は、所属する法人が分科会長でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その幹事の任期を終えるものとする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 参与は、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 3 常任幹事及び幹事は、協議会の目的を円滑に達成するため、必要な事務を執行する。

第4章 会議

(総会)

第7条 総会は、全ての会員によって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会を開催する暇がないとき、若しくは社会情勢により招集が困難と認めるとき、又は議事の内容が軽微なものであるときは、書面により総会を開催することができる。
- 3 総会は会長が招集し主宰する。ただし、会長が欠席の場合には、あらかじめ会長が指名する者が主宰する。
- 4 総会は、本規約の改正その他の協議会の運営に関する重要事項を審議し、決定する。
- 5 主宰者は、必要に応じて外部有識者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、常任幹事及び幹事によって構成する。

- 2 幹事会に、代表幹事1名を置き、会長が委嘱するアーキテクトのうちから会長が指名する。
- 3 幹事会は、代表幹事が招集し主宰する。
- 4 幹事会は、協議会の運営全般に係る次の事項について方向性を定め、その処理を行うものとし、代表幹事はその結果を総会に報告するものとする。
 - 一 協議会の運営に関する事項
 - 二 仙台市におけるスーパーシティ/スマートシティ推進に関する重要事項及び総合調整に関する事項
 - 三 分科会の設置、改廃及び進捗管理に関する事項
 - 四 分科会を横断して実施する事業に係るワーキンググループの設置、改廃及び進捗管理に関する事項
 - 五 分野間連携の方策検討に関する事項
 - 六 補助金、交付金、負担金その他の国の資金の獲得を目的として行う公募事業への応募に関する事項
 - 七 その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項

- 5 主宰者は、必要に応じて会員及び外部有識者に出席を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に必要な事項は、代表幹事が別に定める。

(分科会)

第9条 分科会は、当該分科会の対象分野に関して必要な知識又は経験等を有する会員によって構成する。

- 2 分科会長は、互選により選出する。
- 3 分科会は、分科会長が招集し主宰する。
- 4 分科会は、第3条の事業の執行に関して、当該分科会の対象分野における事業計画案を検討し、幹事会へ報告するものとする。
- 5 分科会は、前項に規定する事業計画を実施するため、必要に応じて分科会の下にワーキンググループを設置することができる。
- 6 主宰者は、必要に応じて会員及び外部有識者に出席を求めることができる。
- 7 分科会長の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、分科会長が別に定める。

(定足数)

第10条 総会は、会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 幹事会は、常任幹事及び幹事の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決)

第11条 総会及び幹事会の議事は、会員たる出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、主宰者の決するところによる。

第5章 その他

(経費)

第12条 協議会の事業を行うために必要な経費が生じた場合は、総会の決定に基づき、会費を定め、会員より徴収することができる。

(秘密保持)

第13条 協議会の会員は、協議会において知り得た活動内容または他の会員に関する一切の事項を、当該活動内容に関係を有する者または当該会員に無断で第三者に開示又は漏えい等してはならない。

(庶務)

第14条 協議会の庶務は、仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進課が、東北大学その他の会員の協力等を得て、処理する。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は令和4年1月28日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の分科会長は、第9条第2項の規定にかかわらず、会員からの推薦をもとに会長が指名するものとし、任期は、同条第7項の規定にかかわらず、令和4年5月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の役員の任期は、第5条第6項の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 協議会の設立当初の会計年度は、第12条第3項の規定にかかわらず、設立の日から令和5年3月31日までとする。